

むつ市議会第243回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第1号 むつ市手話言語条例
- 第3 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第4 議案第3号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第4号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第7号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第8号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 むつ市兎沢スキー場条例を廃止する条例
- 第11 議案第10号 財産の取得について
(むつ市総合アリーナに設置する収納ステージ等を購入するためのもの)
- 第12 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第12号 新市まちづくり計画の変更について
- 第14 議案第13号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第14号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第16 議案第15号 令和元年度むつ市一般会計補正予算
- 第17 議案第16号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第17号 令和元年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第19 議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算
- 第20 議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第23 議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第24 議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第25 議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算
- 第26 議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算
- 第27 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

會計者
管理

野藤賀範

理事長
管理員局
選舉事務

木村善弘

局長
委員
查務
監事

田中宏司

業會長部事
業會長部事
農委事務經理

金浜達也

部長
教育部

松谷勇

業長道長
企業
營水

濱谷重芳

部策監
務進
總政推

角本力

部事長
務理室
公局下部
總副市公

千代谷賀士子

部策監
調整
企政推企課
策進
企政推企課

中村智郎

部策監略長
部策監略長
經濟推觀課
經濟推觀課

伊藤大治郎

部長
課
部事者長
業會局長
經副生支農委事次

酒井一雄

育會局策監長
育會局策監長
員務進課
教委事政推總

木下尚一郎

育會局事育長
校教
員務理
教

飯田一彦

部長進長
課推
務革
總總行室

杉澤一徳

部長
課
財務

石橋秀治

部民少長
生一
市民又課

中村昭男

部長
課
部
社課
福障福

伊藤恭雄

育會局習長
學
員務涯
教委事生課

加藤昭広

部課查
務主
總總主

井戸向秀明

業會局查
員務
農委事主

種市大輝

部課事
務
總總主

菊池亘

事務局職員出席者

局長
事務
主幹

金澤寿々子
葛西信弘

幹主
主查
主任

青山諭
堂崎亜希子

主 查 井 田 周 作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る総理発言を受けた市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

2月28日の行政報告以降、市の新型コロナウイルス感染症対策本部等で決定した主な事項についてご報告申し上げます。

小中学校の休校に伴う措置についてご報告申し上げます。

まず、市内22校全ての小中学校について、3月2日から3月26日までの臨時休校の措置について、2月28日に各小中学校の校長会においてご説

明申し上げ、学校長からのご理解も得て、実施することとなりました。

これに伴い、放課後児童健全育成事業、いわゆるなかよし会及び児童館の運営について、利用時間を大幅に拡充し、通常の学校の夏休みや冬休み期間等と同様に、3月2日から3月26日の午前8時30分から午後5時30分まで開設することといたしました。

また、この度の緊急的な臨時休校に鑑みまして、なかよし会及び児童館を利用していない原則1年生から4年生までの児童で、日中、保護者の方が就労等により児童を家庭で見守ることができない場合も、3月5日から3月26日までの午前8時30分から午後3時30分までの間、臨時的に児童をお預かりする体制を整えたところであります。

この児童の預かりについては、1日のみでも時間を限定しても可能となり、原則として4年生以下の児童を対象といたしますが、5・6年生の児童についても急なご家族の都合でご自宅などにおいて、安全な保護がかなわない場合など特別の事情がある場合には、各学校の状況を勘案しながら受け入れることといたします。

当該期間については、万が一の感染拡大の観点から、通常のなかよし会の教室に加えて、学校の空き教室の一部等を開放して、なかよし会及び預かりを実施いたします。

さらに、この小中学校の臨時休校については、感染リスクが拡大しないよう工夫しながら、卒業式の実施や宿題の確認等、各学校の判断で人数や時間を限定するなどして、登校日を設けることができることとしております。

次に、休校に伴う給食食材の補填についてであります。市では給食に係る費用は、保護者の負担となり、学校が各家庭から給食費を徴収し、納入業者に支払いを行っておりますが、この度の休校に伴い、使用ができなくなり処分しなければな

らない食材代につきましては、保護者の負担とはせず、市が補填することといたしました。

現在、各学校では、納入業者と返品等が可能かどうか協議を進めており、各学校の対応が決定し次第、処分となった費用を把握し、補償額を確定することといたします。

なお、現時点では補償額は各校数万円程度と伺っており、当面予備費で対応し、その後は、国からの補償を受けられるよう要請してまいります。

次に、学校体育施設開放事業等についてであります。小中学校の臨時休校に関連し、休校期間と同じ、3月2日から3月26日までの間、学校体育施設開放事業の中止を決定するとともに、スポーツ少年団に対しましては、感染の拡大防止の観点からも活動の自粛要請を行っております。

対象となるスポーツ少年団は、23団体となっております。あくまでも要請ですが、ご協力をいただけるようお願いしているところであります。

次に、図書館、公民館につきましては、アルコール消毒液の設置等による予防対策を講じながら、現在、平常どおり開館しておりますが、3月中の主催イベントにつきましては、全て中止としております。

図書館につきましては、来館回数を減らし、接触感染の機会を少なくするため貸出冊数を倍にし、貸出期間を長く設定した特別貸出を2月29日から行っております。

また、その他の市公共施設の休館等の対応につきましては、今後の感染拡大等の状況を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

次に、むつ市ウェルネスパークにつきましては、3月9日から3月31日まで、スタジオ・プールプログラム、運動教室、子ども教室、パーソナルトレーニングの自主事業の休止が決定されております。

次に、市で自然災害用に備蓄しているマスクに

つきましては、先般、むつ市内高校入試受験生の感染予防対策として、市内の県立高等学校に配布いたしました。

現在、マスクの在庫状況については確認中ではありますが、今後は、国内、県内等の感染状況に応じて、妊娠されている方や感染のリスクの高い基礎疾患のある方等への配布について、検討してまいりたいと考えております。

次に、市内経済への影響についても非常に憂慮するところであります。

市内事業者の皆様に関き取り調査を実施いたしましたところ、旅館業においては、大会、イベントの中止による宿泊予約の取消しや、卒業祝賀会、歓送迎会がほとんどキャンセルとなっております。

また、飲食サービス業においても、歓送迎会シーズンの3月、4月の宴会がなくなり、非常に大きな損害を受けており、これに関連して酒類や食材の小売業、タクシー事業者等へも影響は波及しております。

このような市内経済への影響は、先日の総理の要請に起因する休校措置に関連するものであり、現時点での国が示した支援策では、すでにとても十分とは言い切れない状況となっております。

今後、市内経済の状況をしっかりと注視しながら、国に対しては、地域経済の実情をしっかりと伝え、一日も早く市内事業者の経営の安定が図られるよう強く要望してまいりたいと存じます。

次に、むつ市主催のイベントにつきましては、3月末まで原則中止とさせていただきます。

中止した事業は71件、延期した事業は1件となっております。

現時点で新年度の事業計画の全てを定めているわけではないため、延期とさせていただいている大畑庁舎の完成記念式典以外は一旦中止とさせていただきますが、新年度改めて事業を実施するこ

となる事業もありますのでご理解を賜りたいと存じます。

これら決定した事項は、市民の皆様にはわかりやすくお伝えできるよう、市ホームページの特設ページに情報を集約して掲載し、随時配信していくこととしております。

これらの措置につきましては、あくまで市内及び県内において感染が確認されていない段階においてのものであり、市内等で感染が確認された場合には、直ちに感染の拡大防止に向けた新たな対策を講じることとなります。

市といたしましては、今後も感染の動向を注視しながら、国の方針等に基づき、市民の皆様の健康と命そして生活を守るため、速やかに対策を講じていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第27 議案質疑、委員会付託

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第1号 むつ市手話言語条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第3号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第4号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第6 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。5番村中浩明議員。

○5番(村中浩明) 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

改正案の中で「活動の実績及び成果に応じ」とありますが、実績及び成果の判断は誰が判断されるのかお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 経済部理事。

○農業委員会事務局長経済部理事(金浜達也) 村中議員のご質問にお答えいたします。

活動の実績及び成果の判断につきましては、各農業委員、農地利用最適化推進委員から活動内容を毎月報告してもらい、その内容を農業委員会事務局で判断することとしております。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) 5番。

○5番(村中浩明) 承知しました。

それでは、また改正の中で、「予算の範囲内」とありますが、上限は幾らまでなのでしょう。

また、財源はどこから支出されるかお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 経済部理事。

○農業委員会事務局長経済部理事(金浜達也) お答えします。

財源としては、全て農地利用最適化交付金を活用することとしており、交付要綱で定められている活動の内容に応じ、1人当たり月7,000円が上限となっております。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) これで村中浩明議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第6号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第7号
むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条
例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議案第8号
むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。14番原田敏匡議員。

○14番（原田敏匡） 議案第8号 むつ市都市公園
条例の一部を改正する条例について、1点質疑を
させていただきます。

今回の改正は、むつ市総合アリーナの使用料の
規定の追記が主たる内容となりますが、行政サー
ビスの使用料設定に当たっては、利用する側と利
用しない方の立場を考慮した受益者負担の公平性
を踏まえることが必要であり、公費負担を支える
納税者としての市民、または受益者としての市民
のそれぞれの立場から理解と納得が得られるもの
でなければなりません。一方、行政サービスの提
供を行う市においても、効率的な施設運営並びに
事務推進による利用者負担の軽減を図り、利用者
の理解が得られる使用料設定の努力を行わなけれ
ばならず、これはより多くの市民の利用につなが
っていくものと考えます。

そこで、むつ市総合アリーナの使用料設定に当

たつての基本的な考え方についてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

むつ市総合アリーナの使用料につきましては、
旧市民体育館や市内の公共施設及び県内の類似施
設等を参考にし、多くの市民の皆様にご利用いた
だけるよう考慮して設定をしておりますので、ご
理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 今回の使用料設定に当たって、
他の周辺の市町村の施設と比べて、その利用料金、
使用料は、高い安いはありますけれども、その辺
どういふあんばいなのか。

あと、今回の使用料設定により、年間の使用料
収入の試算がどのようになっているのかお伺いし
ます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 使用料の設定に当たりま
して、市のほうにはもう体育館はございませんの
で、市内の他の施設、それから県内の三沢市、十
和田市等の体育館の使用料等を調べて、ほぼ同等
の使用料としております。

それから次に、年間の使用料収入ということで
ございますが、今回令和2年度当初予算に7か月
分の使用料として690万円、これを見込んで計上
しております。年間の使用料につきましては、今
後の利用状況を見ながら算出をさせていただき、
適切な次年度以降の指定管理料の算定等に努めて
まいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り
たいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第10 議案第9号 むつ市兔沢スキー場条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第11 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市総合アリーナに設置する収納ステージ等を購入するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議案第11号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 議案第12号 新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。7番濱田栄子議員。

○7番（濱田栄子） 議案第12号 新市まちづくり計画の変更について質疑させていただきます。

この計画は、むつ市総合経営計画（平成29年度策定）を基に、このたび見直しを行うものです。

「平成17年度から令和6年度までの20年間とします」と計画の期間はあります。そして、今回の質疑といたしましては、7ページの第Ⅱ章の2をお願いいたします。地域の特色とありまして、4つの項目に分かれております。1、暮らしやすいまちの形成、2、多様な地域資源による産業づくり、3、魅力あふれる地域、4、国際・都市間交流とありますが、私としては、この4項目について、地域の歴史、文化、芸術の認識についてはどのように考えているのか。また、この項目についてはどの項目に含まれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

本市に伝承されております様々な歴史、伝統文化等の特色ある地域資源は、地域の特性そのものを表すものであり、本計画の20ページの「本市の将来像」に掲げておりますとおり、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向けて、人と自然がともに輝くまちづくりを進めていくために、守り、そして活かしていくことが重要であると認識しております。

これらの地域の特色は、本計画に位置づけられているまちづくりの方針や様々な施策に反映されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（濱田栄子） 今日新聞を御覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、弘前市、「文化芸術を観光資源に」という記事が載っております。やっぱり芸術、それも一つの観光資源になると思います。棟方志功を「世界の棟方」に仕上げたのも地域の力と言われております。やっぱりそこを掘り起こして、よそから呼んでくることも大切ですが、地域のたくさんの芸術家たちがおります。そして、その認識の深い方たちもおりますので、その辺をもう少し掘り起こして、地域の芸術というものを発信していただければなと思って今日質問いたしました。

団塊の世代が75歳になるということ、医療費、そしてその介護の問題が大きく取り上げられておりますけれども、やはり知的な好奇心を高めていくことも健康寿命を延ばすことになりますので、そういったことにも十分配慮していただき、芸術、そして文化、歴史というものを強く認識していただきたいなと思います。

総務部長、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

具体的な施策といたしましては、38ページで示しておりますように、「文化の充実・文化財の保存活用」というようなことで、市民の文化、芸術活動を支援するとともに、各地域の民俗芸能、伝統文化の継承を支援し、郷土愛が醸成される環境づくりに努めるというようなこととしておりますので、そういう方向性で今後も活動してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 議案第13号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に永井信孝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第15 議案第14号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に石倉司氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第16 議案第15号 令和元年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。7番濱田栄子議員。

○7番（濱田栄子） 議案第15号 令和元年度むつ市一般会計補正予算について、1点質疑いたします。

11ページをお願いいたします。第4款衛生費、第2項清掃費のところ、4,500万円減額になった理由と、そしてごみの削減について総トン数等をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

今回の補正は、ごみ排出量の変動によるものではなくて、減額する4,500万円は、今年度の生活系一般廃棄物収集運搬業務委託契約26件の入札による執行残でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（濱田栄子） それでは、ごみの削減とかそういうことではないということですね。削減については、把握していますか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） ごみの削減ということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

令和元年度のごみの状況であります。若干昨年度に比べて増加傾向にあるという現在の状況にあります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 議案第16号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第18 議案第17号 令和元年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号～議案第25号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第19 議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算から日程第26 議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番原田敏匡議員。

○14番（原田敏匡） 議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算について、3点質疑させていただきます。

1点目は、予算編成に当たっての最重点事項におけるそれぞれの重点施策についてです。来年度は、市の最上位計画であるむつ市総合経営計画の実施計画期間の4年目となり、前期基本計画の目標達成に向け重要な予算編成となることから、5

つの基本方針に対し、それぞれの重点施策についてお伺いします。

2点目は、財政健全化対策による効果額についてです。むつ市財政中期見通しの分析では、令和2年度より単年度での収支不足が見込まれ、来年度の不足額は約1億7,000万円となっています。そこで、市は財政健全化に向けた重点事項を定め、対策を行っているところではありますが、来年度予算に反映された財政健全化対策による効果額についてお伺いします。

3点目は、マイナスシーリングによる削減状況についてです。これは、予算編成において各部局からの概算要求枠を前年度比でマイナスにし、歳出予算の総額を抑える方式ですが、市では5%のマイナスを設定し、約2億5,000万円の削減を目標としています。

そこで、目標額に対する達成状況及びこれまでの推移について、3点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私からは、予算編成に当たっての最重点事項におけるそれぞれの重点施策ということについてお答えいたします。

まず、「元気の向上」というところでは、斗南藩立藩150周年記念事業ということで、歴史的な事業になりますので、関係者一同しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、夜景サミット、全国名月サミット2020 in むつということで、この開催事業も行いたいと思っけて予定をしております。こちらむつ市のアゲハの夜景、そして名月ということで、新しい観光の局面をもたらしてくれると大いに期待をしております。

3点目が、これは新型コロナウイルス対策次第ということになるかもしれませんが、東京2020オリンピック聖火リレー事業ということで、市民こ

ぞって、この一生に一度の出来事のお祝いを楽しんでいきたいと、このように考えて、楽しい取組にしていきたいと思います。

「暮らしの向上」というところでは、こどもは地域のたからであります「Smile Kids Officeにっこりっこ」関連事業をスタートさせていただきます。また、総合アリーナがいよいよオープンということになりますので、この関連事業費を計上させていただいております。

また、「教育の向上」ということでは、下北初の高等教育機関であります青森明の星短期大学下北キャンパスがオープンすることになりますので、これの運営費を計上させていただいております。

また、なかよし会関連事業といたしまして、放課後の学習プログラムを充実させ、子供たちの健全やかな成長に資する、このような事業を企画させていただいております。

また、「安全の向上」ということでは、こちらも市民の皆様のニーズの大変多かった防災行政用無線の再編ということに着手をするために、防災情報伝達手段整備事業を計上しております。

最後、「魅力の向上」というところでは、コンパクトシティ推進整備事業、さらには来さまい館ジオパーク拠点整備事業などを計上しております。

いずれにいたしましても、年間を通じて市民の皆様にもつ市で暮らす希望、これを感じていただくよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

その他のご質問につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

財政中期見通しでは、令和2年度より単年度での収支不足が見込まれているが、財政健全化対策

による効果額についてはお答えいたします。

「財政中期見通し2019」におきましては、令和2年度以降、各年度で赤字決算を見込んでおりましたが、令和2年度予算編成におきまして、各種財源対策を講じたことなどから、収支均衡を図ることができたものであります。

歳入確保の主なものといたしましては、新希望のまち交付金の獲得や有利な起債の活用などで3億2,160万円、遊休市有地の売却で7,922万円、総合アリーナのネーミングライツ料で128万円を見込んでおります。

また、歳出の削減の主なものといたしましては、大畑庁舎移転等による管理費の減等により3,506万円を見込んでおまして、総額で4億3,716万円の財源対策の効果額となっております。

次に、5%のマイナスシーリングを設定しているが、削減目標額に対しての達成状況及びこれまでの推移についてお答えいたします。予算編成方針におきまして、一般財源ベースで前年度当初予算費マイナス5%のシーリング、約2億5,000万円の圧縮を設定したところであります。

このシーリングの達成につきましては、近年の傾向といたしまして、労務単価の上昇、原材料や燃料価格の高騰、さらには消費税増税等に伴い委託料等の物件費が増加し、これが歳出削減努力を上回る結果、シーリングの達成には至らなかったものと認識しております。

しかしながら、一方で先ほど申し上げましたように、歳入歳出の両面で各種財政健全化対策を講じたことにより4億3,716万円の財源対策の効果を得、収支均衡を図ることができたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（原田敏匡） 詳細については、特別委員会のほうで質疑があると思いますが、私から1点だけ、マイナスシーリングの部分ですが、ここ数年、

毎年の予算編成では5%のマイナスシーリングになっています。一見考えると、新規事業はともかくとして、既存事業に関しては、その削減幅があるのかといった単純な疑問が思い浮かびます。マイナスシーリング作業自体、PDCAサイクルの検証、評価に当たる部分もあるのかなとは思いますが、そこで改めてこれまで取り組んできたことに対する既存の事務事業に対する削減幅の現状と、またその評価、そういった検証の部分も含めたマイナスシーリングに対する市の考え方を伺います。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

予算編成におきましては、前例や慣例にとらわれず、創意工夫と新たな視点で事務事業を見直した上で予算要求を行い、その結果最少の経費で最大の効果を上げるということで、そういう事業とすることが行政運営の基本と考え、財源不足として想定される額を前提として、毎年度シーリングを設定したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、9番齊藤孝昭議員。

○9番（齊藤孝昭） 議案第18号 令和2年度むつ市一般会計予算の総括質疑をさせていただきます。できれば頂いた答えを予算審査特別委員会に反映させたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

また、前の原田議員と多少重複する点があると思いますが、視点が少し違いますので、そのことも考慮してお答えをいただきたいと思います。

まずは、令和2年度の予算を執行することによる成果をどのように予想しているのかということです。また、これは部門がまたがることなので、本来予算特別委員会で聞くべきことかもしれませ

んが、なかよし会と放課後子ども教室の一体化による放課後支援プログラムについて、保護者の期待が相当大きいということですから、今後のスケジュールと事業内容、さらに事業の拡大範囲、今後の進め方についてお知らせを願いたいと思います。

2点目は、「財政中期見通し2019～財政健全化対策～」で示された内容のことなのですが、今回の本予算へどのように反映されたのか。また、見通しとの差は歳入歳出、共にどのようになっているのか。さらに、健全化対策の効果または予想をお知らせしていただきたいと思います。

最後になりますが、むつ市総合経営計画の最重要項目、これも原田議員が先に聞いていますが、5つの基本方針について、進捗状況と今回編成した新年度予算の執行による達成見通し、どういふふうになっているのか、予想をお知らせください。

併せて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組についてはどういふふうになっているのか、お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私からは、令和2年度予算の執行をすることにより成果をどのように予想するかというお尋ねについてお答えいたします。

令和2年度一般施政方針におきまして申し上げました「家族まるごと応援予算」は、コウノトリに運ばれてくる新たな命からお年寄りまで、むつ市を一つの家族と考え、市民の皆様のライフステージに応じた切れ目のない支援を、様々な事業展開により応援するものであります。

令和2年度一般会計予算案では、これまでにない数多くの新規事業に加え、既存事業の拡充を行っており、子供の誕生を望む夫婦の応援から子育て世代の応援、教育、産業創出、地域公共交通、観光、健康づくりやまちづくりなど様々な新たな

取組を行います。

「全世代市民応援予算」、「市民の“暮らし”応援予算」に引き続き「家族まるごと応援予算」の予算執行を通して、一歩ずつではありますが、「笑顔かがやく希望のまち」の実現に近づいてくると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 放課後支援プログラムについて、今後のスケジュールと事業内容及び事業の拡大範囲についてお答えいたします。

放課後支援プログラムは、学習を通じて自主性、社会性、創造性の向上を目指し、令和2年度は関根小学校をモデル校として、なかよし会と放課後子ども教室の一体型で実施することとしております。

今後のスケジュールと事業の拡大範囲につきましては、学校の余裕教室等の確保が必要でありますことから、準備の整った学校から開設していくことと考えております。

また、事業内容につきましては、それぞれの教室で開催する事業と地域の事情に合わせた共通プログラムを実施することになります。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

「財政中期見通し2019～財政健全化対策～」で示された内容は、本予算へどのように反映されたかについてお答えいたします。

財政健全化に向けた重点事項として、収入の確保につながる取組など9つの事項を挙げ、財源対策に取り組んだところであります。

まず、歳入確保におきましては、国・県補助、民間助成等の積極的な活用では、新希望のまち交付金等で3億2,160万円の財源を確保したほか、公共施設マネジメントでは、市有財産利活用として大平保育園用地、大畑中央保育園、旧畑小学校

用地の売払いにより7,922万円を、ネーミングライツとしてむつ市総合アリーナの命名権として128万円を見込んでおり、歳入総額で4億210万円の収入を見込んでおります。

一方、歳出の削減におきましては、事務事業の見直しでは電気料の契約方法の見直し等により1,150万円の削減、公共施設マネジメントでは、兎沢スキー場の廃止及び大畑庁舎移転等による管理費等の減により2,356万円の削減となっており、歳出総額で3,506万円の削減効果となっております。歳入の確保及び歳出削減による財源対策の総額は4億3,716万円となっております。

次に、「財政中期見通し2019」との差は歳入歳出ともどのようになっているかについてであります。歳入では財政中期見通しの令和2年度決算見込みでは361億7,200万円、令和2年度予算では363億5,000万円となっており、差額は1億7,800万円と令和2年度予算額が多くなっております。

歳出では、財政中期見通しの令和2年度決算見込みの額は363億4,400万円、令和2年度予算額は363億5,000万円となっており、差額は600万円、令和2年度予算額が多くなっております。

財政中期見通しの決算見込みに対する令和2年度予算の差額の主なものにつきましては、これは新希望のまち交付金の獲得等が影響しております。歳入では国県支出金が4億9,500万円多くなっており、市債が4億7,400万円少なくなっております。

歳出では、下水道事業の公営企業会計への移行等で補助費等が11億2,100万円多くなっており、繰出金等で13億1,500万円少なくなっております。

財政中期見通しでは、決算ベースの財政シミュレーションであります。1億7,200万円の赤字が生じる見込みとなっておりましたが、令和2年度予算におきましては、予算編成までの過程で4億3,716万円の財源対策を講じたことなどにより

収支均衡を図っておりますことから、予算の執行残を考慮いたしますと、令和2年度決算において黒字の確保はできるものと考えております。

次に、健全化対策の効果または予想についてありますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、令和2年度予算において収支均衡ができるということになりましたので、このような意味では財源対策の効果は現れていると思っておりますし、財源対策項目によりましては、今後も財源対策効果が継続するものと考えております。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されますことから、さらなる財源対策に努めることで財政健全化の目標を達成してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） むつ市総合経営計画の進捗状況、達成見通し、併せてまち・ひと・しごと創生総合戦略の取組についてはどうなのかにつきましてお答えいたします。

むつ市総合経営計画につきましては、毎年度市民アンケートをはじめ各部局やむつ市総合開発審議会による評価を行い、施策の進捗状況や効果を検証しているところでございます。

施策の進捗状況につきましては、「順調に進捗している」や、「一定の進捗がある」ものが55施策中46施策、「進捗が遅れている」ものは9施策となっており、おおむね順調に進捗しているものと認識しております。

新年度予算の執行による達成見通しについてありますが、各施策につきましては、本市の将来像「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向けて5つの基本方針に従い、これまでも取り組んできたところでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組につきましては、本年度で終了するまち・ひと・

しごと創生総合戦略における事業は計画どおり執行されております。

いずれの計画も、令和2年度の「家族まるごと応援予算」の各事業と関連づけながら展開してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和2年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和2年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和2年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

以上で令和2年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第25号までの令和2年度

むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第25号までの令和2年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時25分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に鎌田ちよ子議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第26号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第27 議案第26号むつ市使用済燃料税条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、14番原田敏匡議員。

○14番(原田敏匡) 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について2点質疑をさせていただきます。この議案は、特別委員会で詳細審議が行われるため、ここではその前提となる部分のみを質疑させていただきます。

1点目は、特定納税義務者との事前協議の内容と協議結果についてです。この点については、担税力といった点も含め、既に特別委員会で議論されていますが、議案が上程されたこともあり、改めてお伺いいたします。

これまでの事前協議の内容、それに対する特定納税義務者の意見、要望、協議結果についてお伺いします。

2点目は、第12条の減免についてです。天災などの特別な事情がある場合、もしくは事業者の経営状況から見て過重な負担と認められる場合について税金を減免できる状況ですが、これまで市が検討していた5年間、課税期間5年前の見直しの部分でも税率については変更できるといった説明がありました。その部分は条例案の中の附則の「検討」の部分に当たるのかなと思うのですが、減免に関して、税率の変更に対して、この附則の「検討」の部分でも十分補えるのではないかと考えます。また、既に使用済燃料への課税を実施している4市町の条例には減免の規定はないことから、今回なぜ減免の規定を新たに設けたのか、その経緯と背景。そして、実際に減免が実施される場合、この減免は市長の裁量だけで行われるものなのか、もしくは議会の承認、その辺の関わり合いについてもお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 企画政策部長。

○企画政策部長(吉田和久) お答えいたします。

まず1点目につきまして、昨年10月31日にプロ

ジェクトチームの税率検討案につきまして、リサイクル燃料貯蔵株式会社にお伝えしたところであり、その後先月19日までの間、8回にわたり説明をまいりました。交渉におきましては、議会でお示した内容のとおり、詳細ご説明させていただき、ご理解を得ることに努めてきたところでございます。

現在も協議中ではございますが、先般条例案を議会に上程した際には、リサイクル燃料貯蔵株式会社におかれましては、経営に著しいインパクトを与える極めて大きな問題であり、十分な話し合いをさせていただく必要があるとのコメントを発出している状況であります。

次に、2点目の減免についてお答えいたします。第12条は、使用済燃料の減免について定めております。地方税法第684条におきまして、法定外普通税の減免についての一般則を定めており、同条に規定するその他特別の事情について、当市の考え方を明確にしたものであります。

第1号では、天災その他の特別の事情がある場合において、必要があると認められるときに減免を受けられることとしております。天災には、地震、津波などが含まれ、このような場合には地方税法第684条において減免措置を講ずることができるとされております。

第1号では、天災を例示として、その他の特別な事情として、事変、事故等を想定しております。

第2号では、使用済燃料貯蔵事業者の経営の状況から見て過重な負担であると認められ得るときに減免を受けられることとしております。これは、中間貯蔵事業が我が国初の事業であることに鑑み、特定納税義務者となる中間貯蔵事業者が安定的な経営の下で事業を進捗させることが必要であるため設けることといたしました。

具体的には、中間貯蔵事業者の申請に応じて減免をする必要があると市が決めた場合のみ、改

めて別の税率の定めのある本条例の特例条例を議会へ上程させていただき、御議決を頂ければ行われることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、9番齊藤孝昭議員。

○9番（齊藤孝昭） 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について質疑させていただきます。

私は、新税の特別委員会の委員長でありますけれども、今後の委員会運営に当たって参考としたためわざわざ、わざわざというよりも、無理やり総括質疑をさせていただきます。議長の配慮に大変感謝しています。

まずは、追加議案として上程した理由についてですけれども、追加議案をする理由としては、入札とか、その方法とか、または国とか県の補助金等の交付要件とか条件によって、たまに、時々追加議案として上げてくる場合がありますが、この税の条例については、なぜこのタイミングで追加上程してきたのかの理由について説明をお願いします。

次に、今後のスケジュールについてですけれども、新税を創設したいという理事者の説明を受けて、議会では特別委員会を設置して法定外普通税に関する基本的な考え方及び市が設置した新税検討プロジェクトチームの報告に対する質疑等、2回の特別委員会を開催し、調査をしてきましたが、このたび条例が提出されたということで、そのボールは議会に預けられております。理事者側は、今後のスケジュールについてどのように思っているのかをお知らせ願いたいと思います。

なお、減免及びRFSとの交渉状況については、先ほど原田議員が質疑いたしましたので、省略したいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

まず1点目のこのタイミングで上程した理由につきましてお答えいたします。去る1月21日開催されました使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会におきましてご説明いたしましたとおり、もともと今年度内に条例案を作成する方針で検討を進めてまいりました。

これまでプロジェクトチーム内で財政需要と税率の検討を行い、その後有識者である元総務大臣、元岩手県知事であり日本郵政株式会社代表執行役社長の増田寛也氏からの意見聴取を実施し、法的には北海道大学大学院法学研究科の米田雅宏教授から見解を伺っており、また去る2月22日には希望のまちづくり市民のつどいを開催して、市民の皆様からまちづくりに対する強い思いを頂いたところであります。それらを踏まえて条例案を立案し、このたび条文の精査等を経て、準備が整ったことから上程させていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の今後のスケジュールについてお答えいたします。今後につきましては、慎重ご審議の上、速やかに御議決賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（斉藤孝昭） 大ざっぱに何となく分かりました。参考にさせていただきます。

そのスケジュールのことですけれども、今部長はあまりにも簡単に説明しましたので、このことについていろいろ特別委員会でも協議することになるとは思いますが、市長はこの条例を出すに当たってどんなことを思って、どんなことを考えてここまでたどり着いたのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、スケジュールのことについては、これは我々として議会のスケジュールということで申し上げるのは、ちょっと越権行為かなと思って、はばかりがありますので、部長のほうは先ほど速やかにということだけでお答えをさせていただいておりますが、やはりこれは非常に重要な論点である一方で、スピード感が求められる条例案になりますので、どうぞ速やかに皆さんのところで慎重にご審議いただきたいと、このように考えている次第であります。

そして、条例案に対する思いということですが、そういうふうな質問もあろうかと思って、若干準備してまいりました。

3月1日の河北新報の「北から南から」というコラムがありまして、この中に新税の取組についても当てはまる部分があって、これを紹介しながら、新税への私の思いを述べさせていただきたいと思います。

これは、ここから先に申し上げるのは、その記事に書いてある内容です。「原発マネーで十分潤った。もっと欲しくて騒いでいるだけだ」。下北に向けられる陰口も辛辣だ。地域に暮らし続けるために受け入れた原子力施設の工事が止まり、地域経済がどん底をさまよっていることを知りもせずに。事故が起きても起きなくても、しわ寄せは常に住民に回ってくる。「経済なき道徳はたわ言、道徳なき経済は犯罪」と二宮尊徳が説いたという。理想論だけでも効率性だけでもいけない。原子力問題を考える時、住民の視点を忘れてはいけない」というような記事が掲載されておりました。コラムのような記事で、記者の考えをまとめたということだと思います。

私たちは、2月22日に開催された希望のまちづくり市民のつどいというところで、100名を超える10代から80代までの市民の皆様が、笑顔で、時に真剣にまちの未来を語っていただく姿をこの取

組を通じて拜見をさせていただいております。そして、その意見をまとめてみますと、そこでは私たち市当局が、やはりこれまで把握していた財政需要、あるいはまちの理想と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、これとほぼ一致している内容でありました。

このむつ市に暮らす私たちの理想は、そういう意味では一つに今まとまりつつあります。そして、今回も一般質問という形で議員の皆様から多くの私は要望を頂いたというふうに感じています。そういう意味では、多様な財政需要、夢を一般質問の中からも感じているところであります。

そして、これもやはり一つにまとめていく必要があると私自身は考えています。二宮尊徳のこの言葉を借りれば、経済なき道徳はたわ言、これ言い換えれば、財源なき理想というのはたわ言にすぎないと、そういうことだと私は思っています。

財源というのは、これは専ら私たち政治の仕事だと。それはなぜかといえば、配分こそ政治の仕事だというふうに考えているからです。

繰り返しますが、財源なくして、恐らく理想の実現はないと。今回のこの新税は、あくまでも市民の皆様の暮らしの向上、そしてまちづくりの夢をかなえるものでありますので、どうか議員の皆様には早期の成立をお願い申し上げたいと思いますし、何といたっても大義は我々にこそある。これはなぜかといえば、施設を受け入れたのが我々だからです。もう一度言いますが、大義は我々にこそあります。そのことを総括質疑に当たった市長の思いとしてまず申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（齊藤孝昭） よく分かりました。審査の参考にさせていただきます。

3月11日に開催予定の新税特別委員会に当たっ

てのお願いがあります。今回出された条例内容を逐条的に説明していただきたいということ、今スケジュールについては議会に任せるというふうなことを言いながら、早期にというふうな話をしていましたので、ぜひそのときも今後のスケジュールについて、もう少し行政側の説明をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について2点お伺ひします。

まず1点目は、第5条第3項で算定期間を4期に分けた理由についてお伺ひしたいと思います。

2点目は、第12条に規定する別に定める条例について、先ほど多少触れられましたけれども、いつ頃、あるいはどのタイミングでこの条例を提案するのか。あるいは、その内容について、今考えておられることを伺ひたいと思います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、算定期間を4期に分けた理由につきましてお答えいたします。

当該条例におきましては、使用済燃料の貯蔵に係る課税標準について、算定期間を4期に分け、期間内の各月の末日現在における使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を12で除して得た重量としております。こうすることによりまして、貯蔵と納税の均衡が図られることになり、特定納税義務者にとっては税負担の平準化が図られ、市にとっては年間を通じて安定した歳入の確保が図られることとなります。

とりわけ市にとりましては、年度の途中で搬入された使用済燃料にも課税し、当該年度の歳入と

することが可能となるため、一年を通じて安定した収入を得ることができると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、いつ頃提案するかについてお答えいたします。基本的には定めないと考えておりますが、事業者から申請があった際に、必要に応じて提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 時期については分かりました。中身については今のところは、条例の内容について、この（1）、（2）が規定されるのだと思うのですけれども、それ以上の詳しいことを今考えられているのであればお答え願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど原田議員に答弁したとおりでございますが、この第12条の特例条例というのは、税率についての特例を定めることになります。税率についての特例ですので、その税率、税額ですか、それを定めるといって、もともとある基本条例としての今回提案した条例に加えて、特例条例として必要があれば定めることになるので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ということは、今の市長のお話ですと……はい、3回目と分かっていますので、これで終わりますが、特例条例を定めるといって、法律でいうと新しく定める条例が特例法に当たるといふふうに考えれば、法律で考えれば…

（「法律で考えなくてもそうです」
の声あり）

○1番（佐藤 武） そうですよ。分かりました。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終

わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月6日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月9日及び10日は予算審査特別委員会のため、3月11日は使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会のため、3月12日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明3月6日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月9日及び10日は予算審査特別委員会のため、3月11日は使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会のため、3月12日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月7日及び8日は休日のため休会とし、3月13日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時47分 散会